

西尾の未来を担う若者をサポートします

～西尾市「給付型奨学金」の奨学生の募集(二次募集)について～

西尾市では、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な高校生に対し、奨学金を支給する「給付型奨学金」制度を、平成30年度から実施しております。

令和2年度 二次募集の募集内容、申請手続等は、以下のとおりです。

※二次募集については、令和2年10月号の市広報に掲載しますのでご覧ください。

1 支給対象者及び支給要件

次の6つの項目の全てに該当すること。

(1) 令和2年度に次のいずれかの学校に在学すること。

- ア 学校教育法第1条に規定する 高等学校（専攻科及び別科を除く）
- イ 学校教育法第1条に規定する 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）
- ウ 学校教育法第1条に規定する 高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る）
- エ 学校教育法第124条に規定する 専修学校の高等課程（学校教育法施行規則第150条第3号に基づく文部科学省大臣の指定を受けているものに限る）

(2) 成績優秀な学生であること。

前年度の学年末における全教科の学習成績（5段階評価）の平均した値が概ね3.5以上の方。

※例えば、令和2年度において高校1年生の方については、中学3年生の成績が対象となり、高校2年生の方については、高校1年生の成績が対象となります。

(3) 経済的な理由により修学困難であること。

父母等の市町村民税所得割の課税総所得金額の合計額が230万円以下の方。

※令和元年分が対象となります。

(4) 他の奨学金（貸与型を除く）の支給を受けていないこと。

(5) 西尾市に居住していること。

※奨学生本人が西尾市に住所を有していること。

(6) 品行方正であること。

2 奨学金の額 月額9,000円

※返済の必要はありませんが、不正に支給を受けた場合は返還していただきます。

※奨学金は、1年間分を9月と12月に2回に分けて指定する口座へ支給します。

3 募集人員 70名（予定）

※予算の範囲内で支給するため、毎年、募集人員は変動します。